ごみ処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条において、市町村の「責務」とされ、ごみを適正に処理するために必要な措置を講じることやごみ処理事業を**能率的に**運営することに努めなければならないことが定められています。

【国の動向】

- ○平成9年1月「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定
 - ・隣接市町村が連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化(広域化)を総合的かつ 計画的に推進。
 - ・都道府県が広域化計画を策定し、広域化を推進。
- ○平成9年5月「ごみ処理の広域化計画について」通知
 - ・公共事業のコスト縮減

高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから,可能な限りごみ処理施設を集約し,広域的に処理することにより,公共事業のコスト縮減を図る必要がある。

・広域化計画の策定等

都道府県に対し、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するととも に、本計画に基づき市町村を広域ブロック化するよう通知。

- ○平成 20 年 6 月 (平成 25 年 6 月, 平成 28 年 9 月一部改訂)「ごみ処理基本計画策定指針」 策定
 - ・ごみ処理施設の集約化による大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること 等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を 確保し、広域的な処理に対応するものとする。
- ○平成25年5月「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
 - ・広域的な視点に立った廃棄物処理システムの強靭化の観点も含め,施設整備を計画的 に進める。

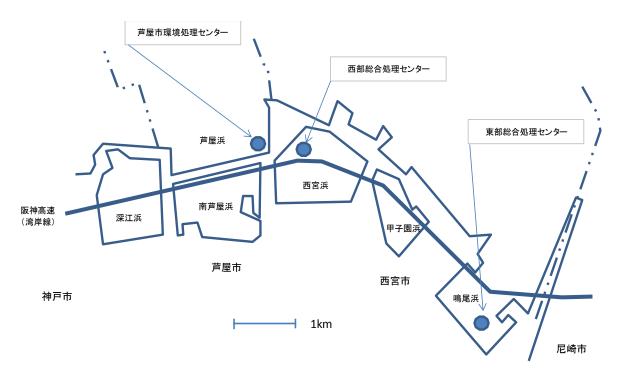
【県の動向】

- ○平成 11 年 3 月 (平成 15 年 9 月一部改訂)「兵庫県ごみ処理広域化計画」策定
 - ・広域化計画の推進

広域処理ブロックにあっては、広域化推進のための協議会等の調整機関を設置する等構成市町が連携・協力し、広域化の進行管理、事業主体や収集運搬などの体制整備等の推進に努める。

- 〇平成 14 年 3 月(平成 19 年 4 月,平成 25 年 3 月一部改定)「兵庫県廃棄物処理計画」 策定
 - ・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するために広域化は重要。

【両市の状況】





(写真左側) 芦屋市環境処理センター (写真右側) 西部総合処理センター



東部総合処理センター

【西宮市の施設整備計画】(西宮市一般廃棄物処理基本計画抜粋)

	現施設 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
西部総	焼却施設 525 トン/日	13 H9.9	14 (稼動	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
合処理セ	破砕選別施設 110 トン/5h	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26								
ンター											施設	■ ■ 注計画	■■	■ ■	.	-	工事	lot.			焼却	小施	設
東部総へ	焼却施設 280 トン/日			H24	 .12稼	3 動	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
合処理セ	将来用地								施設	■ ■ 計画	■ ■ i•調	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		工事	- - 1	破研	卆選	別が	設				
ンター	ペットボトル圧縮施設 2.15 トン/5h		11 .9稼動	0	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23								

【芦屋市の施設整備計画】(芦屋市ごみ処理基本計画抜粋)

	施設名	供用開始	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	\
既存施設	焼却施設		延	命化	済				再	延命	记										
	115t/日×2炉	平成8年3月	201001					→									→	33	33年間稼働		
	資源化施設																				
	不燃物処理施設	昭和52年7月等							→	44年間稼働											
	ペットボトル減容施設	平成12年7月							>	21	年間	稼働	ij								
	(ア)単独処理の場合																				
*-	計画・調査・設計・工事								>								->	,			
新施	焼却施設	平成42年予定																		-	
設案	資源化施設	平成34年予定																			
	(イ)広域処理の場合	供用開始予定は, (ア)単独処理の場合と概ね同じ時期と考えられますが,時期もまめて近隣市との検討及び協議のため,詳細な時期は表示していません。													まき	٥٧٧					

以 上